

令和 5 年度熊本県訪問看護ステーション連絡協議会
総会・研修会資料

日 時：令和 5 年 12 月 5 日 (火) 午後 7 時～
場 所：熊本県医師会館 2 階大ホール (ハイブリッド形式)

令和5年度熊本県訪問看護ステーション連絡協議会総会・研修会
次 第

日 時：令和5年12月5日(火)午後7時～
場 所：熊本県医師会館 2階大ホール
(ハイブリッド形式)

1. 総 会 (20分)

1) 開 会

2) 挨 捶

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会 会長 金澤知徳

3) 議 事

第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算報告について

第2号議案 令和5年度事業計画案及び収支予算案について

4) その他

・今後の訪問看護ステーションの活動について

5) 閉 会

2. 研修会 (60~70分)

座長：熊本県訪問看護ステーション連絡協議会 副会長 松本展武

1. 「介護サービス提供上の留意点について」

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課

主任主事 森本敬陽氏

2. 「訪問看護総合支援センターの紹介及びよくある相談」

熊本県看護協会 訪問看護総合支援センター 木下弘子氏

3. 閉 会

以 上

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会会則

(趣 旨)

第1条 本会則は、老人保健法及び健康保険法等に基づく訪問看護を提供する訪問看護ステーション各施設間の連携並びに連絡調整について必要な事項を定める。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、熊本県訪問看護ステーション連絡協議会と称し、事務局を熊本県医師会に置く。

(構 成)

第3条 本会は、熊本県における訪問看護ステーションの事業者等を以て構成する。

(目 的)

第4条 本会は、熊本県内に設置された訪問看護ステーション間の業務の連携を図り、地域住民の在宅ケアと地域医療の要であるかかりつけ医を支援し、あわせて保健・医療・福祉関連職の連携のもとに訪問看護の充実と推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業の普及及び啓発に関すること。
- (2) 訪問看護事業の行政に対する連絡及び調整に関すること。
- (3) 訪問看護事業の調査研究に関すること。
- (4) 医療・保健・福祉サービス事業との連携に関すること。
- (5) 訪問看護の内容の整合及び充実と活動方針に関すること。
- (6) 施設相互の情報交換に関すること。
- (7) 実務者会議の開催に関すること。
- (8) 職員の研修に関すること。
- (9) その他必要な事項。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 理事若干名
- (4) 監事2名

2 会長、副会長、監事は役員会において互選し、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

3 役員に欠員が生じた場合は、直ちに本会において補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
- 3 理事は、会務を掌理する。
- 4 監事は、会務及び財産状況を監査する。

(世話人)

第8条 県下の訪問看護ステーションの円滑な運営を図るための連絡調整の推進役として、熊本県医師会の担当理事を世話人とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の了承を得、会長が任命し、その任期は会長の任期による。

(総会)

第10条 本会は、年1回以上開催することとし、会長が招集し、議長となる。但し、必要に応じ臨時に開催することができるものとする。なお、会長が必要と認める場合は、顧問その他を出席させることができるものとする。

(役員会)

第11条 本会は、会長が招集し、総会の招集に関する事項や会務の運営に関する事項などを検討する時に開催する。なお、会長が必要と認める場合は、顧問その他を出席させることができる。

(会計)

第12条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) その他補助金、寄付金など

2 会計の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第13条 本会則の改廃は、総会の議を経て行う。

附 則

1. 本会則は、平成7年12月19日より施行する。
2. 本連絡協議会の役員は、従来の熊本県老人訪問看護ステーション連絡協議会の役員を以てこれに充てる。
但し、その任期は平成8年3月31日までとする。
3. 会則第6条2を平成16年7月24日より一部変更する。

第1号議案

令和4年度事業報告及び収支決算報告について



令和4年度 熊本県訪問看護ステーション連絡協議会 事業報告

県内の訪問看護ステーションは、3月末現在で301ヶ所（うち会員施設219ヶ所／入会率72.8%）となっている。

本連絡協議会では、熊本県内に設置された訪問看護ステーション間の業務の連携を図り、地域住民の在宅ケアと地域医療の要であるかかりつけ医を支援し、あわせて保健・医療・福祉関連職の連携のもとに訪問看護の充実と推進を図ることを目的として活動を行っている。

組織内では、県下を熊本市、荒尾・玉名・山鹿、阿蘇・菊池、宇城・上益城、八代・芦北・水俣、人吉・球磨、天草の7ブロックに分け、各ブロックで施設間の連携や情報交換等を行い、更に管理者会では各ブロック間や管理者間の連携強化を図り組織全体の一体化に努めている。

また、地域包括ケアシステムの構築が進められる中、在宅医療への取り組みの加速化を目的に平成30年3月に設立された熊本県在宅医療連合会の主旨に賛同し、在宅医療の推進にも努めている。

令和4年度の活動は以下のとおりである。

① 訪問看護事業の普及及び啓発に関すること

- ・ホームページを活用した訪問看護のサービス内容及び各地域の訪問看護ステーション事業所の紹介等
- ・地域交流（ブロック活動）を通して会員勧誘
- ・熊本県健康福祉部（認知症対策・地域ケア推進課等）の各種事業への参画
訪問看護サポート強化事業（サポートセンターの運営、人材育成研修会並びにその他研修会の開催、普及啓発等）等関係会議への出席

② 訪問看護事業の行政に対する連絡及び調整に関すること

- ・ホームページを活用した行政通知等の情報提供
- ・連絡網を介しての情報周知

③ 訪問看護事業の調査研究に関すること

- ・各ステーションの災害マニュアル認識状況やペアステーションの実際にに関する調査（災害委員会、教育・広報委員会）
- ・管理者及び従事者の意識調査

④ 医療・保健・福祉サービス事業との連携に関すること

- ・熊本市新型コロナウイルス感染者健康状態観察業務（R3.9月～R5.3月末で終了）
- ・熊本県在宅医療連合会への参加
- ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等が開催する会議・研修会への参加や協働
- ・訪問介護事業者、居住系施設等への技術指導や連携
- ・介護職員によるたんの吸引等研修会への講師派遣
- ・くまもとメディカルネットワークの活用

⑤ 訪問看護の内容の整合及び充実と活動方針、会員施設相互の情報交換、実務者会議に関すること

- ・役員会（10/6）
- ・総会（書面開催）
- ・各ブロックにおいて、研修会やステーション間の情報交換を実施（別紙参照）

- ・ 教育・広報委員会 6回（4/16、6/11、8/25、9/17、10/22、1/14）
訪問看護管理者の意識調査、教育広報委員会研修会（11/5 管理者交流会）を実施。
- ・ 災害委員会 7回（4/16、6/11、7/23、8/22、10/1、12/17、2/25）
各ブロックのペアステーションや災害マニュアルの認識状況を調査し、ペアステーションの組み方の変更や、災害時の事業所の動きを整理するため災害シミュレーションを実施。その他、災害マニュアル 2022 年度版の作成、新型コロナウイルス感染症発生時における事業継続計画（BCP）様式の更新を行った。
- ・ ブロック長会議 1回（R4. 11. 29）
各地域での役割を理解しブロック内の取り纏めがスムーズにいくよう今後の会議開催等を検討した。
- ・ 管理者全体会議 2回（R4. 9. 17、R5. 3. 11）
熊本県訪問看護ステーション連絡協議会の組織体制や、事業全体の実施状況（各ブロック長会議、各委員会他）、災害時の対応、BCP 業務継続計画等の報告を行い各事業所との情報共有を図った。
- ・ 訪問看護ステーション連絡協議会九州ブロック会議（R4. 12. 9）
熊本県が担当し、各県の連絡協議会の活動状況や、事業所 BCP 作成に向けての支援状況及び九州管内の BCP の考え方、今後の九州ブロック会議の開催について意見交換を行った。

⑥ 職員の研修に関すること

- ・ グループワーク形式で研修会を 2 回実施。従事者研修会（R4. 7. 2）では、事業所の課題について 4 つのブロックに分かれて、課題解決に向けた意見交換を行った。
また、教育広報委員会研修会（11/5 管理者交流会）では、訪問看護エピソードをテーマに意見交換を行った。

⑦ その他必要な事項

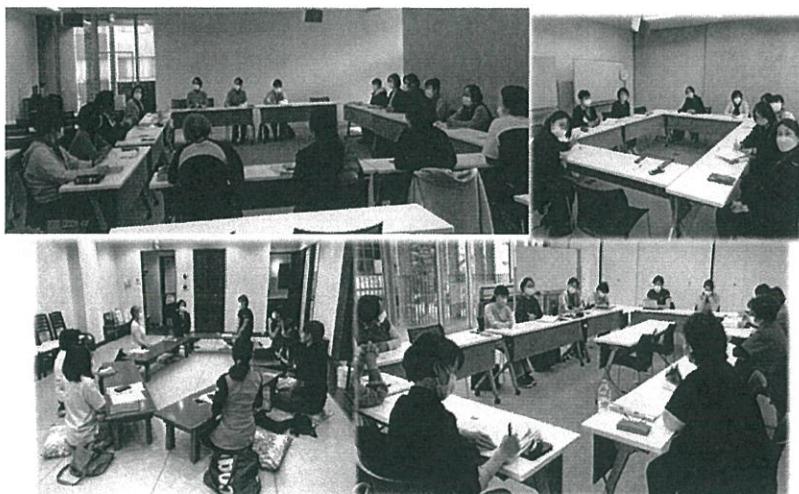
- ・ 災害対応に関すること
災害シミュレーション（R4.9.22）

〈関連諸行事〉

- ① 都道府県訪問看護ステーション連絡協議会交流会・ブロック会議
(R4. 7. 7／WEB 会議)
- ② 2022 年度都道府県看護協会・都道府県訪問看護連絡協議会合同会議
(R4. 11. 18 グループワーク／WEB 会議)
- ③ 熊本県在宅医療連合会代表者会議
R4. 10. 4 於：県医、R5. 2. 28 於：県医
- ④ 九州在宅医療推進フォーラム（後援）
R4. 10. 29、30 於：市医（ハイブリッド形式）
- ⑤ 第 26 回熊本県国保地域医療学会（後援）
R4. 10. 22 於：県市町村自治会館（ハイブリッド形式）

熊本ブロック

2020 年以降、新型コロナウイルス感染症の各波の感染状況を確認しながらの活動となっています。熊本市連絡協議会の加入は 2023 年 2 月現在、中央区(21)、東区(20)、西区(8)、南区(18)、北区(19)、合計 86 事業所です。2022 年度は 3 年ぶりの従事者研修会開催の企画、運営担当が熊本市ブロックでもあり、各区の区長とオンライン会議で打ち合わせを重ねに 7 月 2 日に開催しました。熊本市は、一昨年より組織体制を見直し 4 回/年の熊本市定例会への参加を役員、ブロック長、各区長、副区長までの少人数参加とし、各区の会議開催を区単位で活動を強めていく体制となり 2 年が経過しました。災害訓練の際の対応についても新設事業所数が多いため、繰り返し訓練を行い近隣ステーションに周知していく事が大切と考えます。新型コロナ感染症対策では「熊本市新型コロナウイルス感染者の健康状態観察業務の委託について」2020 年秋よりの有事に備えた準備を整えてから 2021 年の 6 派の猛威から現在に至るまで、約 27 ケ所の事業所に参加協力いただいています。1 年間で 885 名の看護師を派遣し、健康観察の電話対応: 約 7130 件、訪問での健康観察: 850 件、その中で PPE 対応: 54 件の実績となりました。熊本市は事業所数が多いですが、各区や地域での結束力を強め連携の輪を広げながら繋がっていけたらと思います。



荒尾・玉名・山鹿ブロック

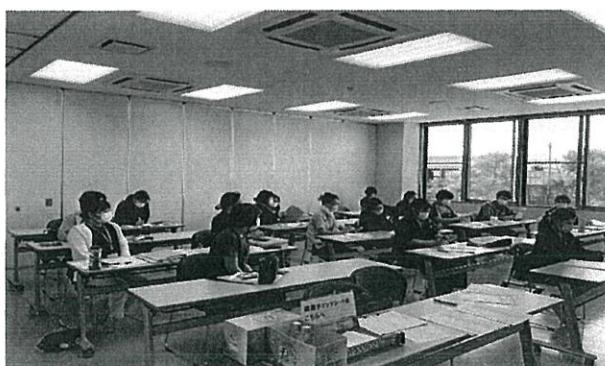
荒尾・山鹿・玉名ブロックは新規事業所が増え荒尾(6)玉名(14)山鹿(5)の 25 ステーションで活動しています。コロナ禍も 3 年が経過し安全で安心なブロック会議のあり方を模索し、管理者の方へアンケートを取りながらハイブリッド式での ZOOM 会議を実施しました。定例会議として年 4 回(4 月・7 月・10 月・1 月)開催し、10 月の会議では皮膚排せつケア認定看護師による褥瘡研修会を実施することができました。研修内容も実際のスキンケア方法や意見交換を行うことができとても有効な研修会を開催することができました。今後もブロック会議を通して事業所間の情報交換を行うことで顔の見える関係性を保ち、研修会も開催して訪問看護師としてのスキルアップにもつなげていきたいです。

菊池・阿蘇区块

菊池・阿蘇区块は阿蘇地区7ヶ所、菊池地区16ヶ所です(年度途中1事業所退会のため現在15ヶ所)。全体会議は、令和4年度は10回開催(毎月第3水曜 13時～14時)。うち、対面会議を2回、ZOOM会議を8回開催しました。年度中は複数回の新型コロナ感染の大流行に伴い通常業務に感染予防対策、利用者の罹患対応が加わった上に、スタッフやその家族の感染に伴うマンパワー不足などで思うようなステーション運営が出来ない事業所も多く、定例会参加者は平均8人(約3割の出席)でした。内容は、コロナ禍での各事業所の対応や課題に関する情報の共有、BCP策定に関する情報共有、協議会の委員会報告、各自治体の在宅医療・介護連携推進委員会等の会議報告などでした。11月からは、菊池保健所、阿蘇保健所の担当者の参加も得られ、コロナ対応の新情報や医療体制についての質疑応答や意見を頂けました。今年度中も勉強会は開催できていません。ChatWorksを活用し、連絡事項や管理者会議の報告を行いました。今後の課題として、各事業所に共通してマンパワー不足は大きな課題です。加えて管理者退職に伴い管理者のなり手不足の問題もあるようです。協議会から脱会を検討されるステーションも出てくるのではないか懸念されます。

宇城・上益城区块

コロナ感染者数増加に伴い、毎月の情報交換会や研修会の開催ができず、県内のコロナ感染者数の動向を確認しつつ、減少時、可能な範囲での対面開催をした。長期に渡り難しい時は、ZOOMを活用しリモート会議開催(3回実施)で交流を図った。会議の議題の一つであった、災害発生時のペアステーションの見直しを行い、熊本地震や豪雨災害の経験を踏まえ検討し直した。今まででは、あえて遠距離ステーション同士で組んでいたが、応援に行く際の距離・土地勘の問題もあり、近距離で組み直し、精神科のステーションについては、部門でのペアとした。9/21の災害シミュレーション時、事前にチェックリストを作成し、内容確認項目については、オリエンテーションを行い、スタッフ間でも共通認識をしていた。事務所内や利用者様の安否確認については、問題なく行えたようであるが、被害状況の確認を含むSOS発信の、集計結果が集まるまでに時間が掛かってしまった。コロナ禍特有の課題であった、感染者訪問に直面や対応困難の事例時は、区块内でLINEのツールを活用し、相談やアドバイス等、問題を共有し、情報交換を行いながら業務を続けていく事が出来た。



八代・芦北・水俣区块

八代・芦北・水俣区块には計24ヶ所のステーションがあります。偶数月に八代・芦北・水俣で、奇数月に八代・芦北と水俣に別れ会議を開催しています。今年度はzoomでのみの開催でしたが、会議に参加する事で管理者としての悩みや困難事例の相談などを共有して考えたりと、多くの刺激を受け新たな活力にもつながっています。また議題に出た内容等を区块会議で検討を

行い、より良い訪問ができる様にしています。

R4年6月のブロック会議では、zoomを使用し災害マニュアルの活用について災害委員から話をしてもらいました。あらためて災害発生からSOSの流れを把握することで、9/22 熊本県下で行われた災害シミュレーションに活かすことができたのでと考えています。

引き続き地域一丸となり、多職種とも連携を深め、活動を行っていきたいと思っています。



球磨・人吉ブロック

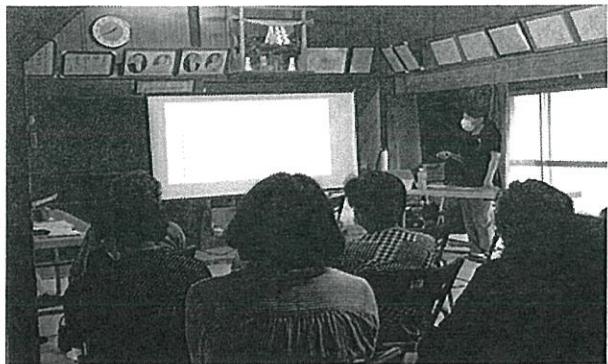
今年度、ブロック長を務めました。医療法人 外山胃腸病院訪問看護ステーション那須縁です。2020年1月に日本国内で検知された新型コロナウイルス感染症1例目から現在に至るコロナ渦、2020年7月4日の豪雨災害で大きな爪痕を残し、人口減少した球磨・人吉は現在も復興にたくさんの方が頑張っておられます。そんな中、在宅医療支援に13のステーションが活動しています。管理者会の開催も延期、延期と開催に躊躇しながらR4年5/19、11/18、R5年2/16予定計3回開催することが出来ました。各委員会の活動報告や各ステーションでの困難事例の対処の相談。新型コロナウイルス感染症の自宅訪問時の実際の対応・対策、管理者が抱える問題等が議題になりました。スタッフの安全を確保でき、利用者の安心した在宅療養生活が送れるよう、各ステーションが頼れる、頼りになれるよう、交流を深め努めて行きます。



天草ブロック

令和4年度天草ブロックでは、天草市の依頼で、天草市倉岳町に2地区に訪問看護の仕事の内容等の住民向けの講座を7月と11月開催しました。天草市の計画に沿ったものですがコロナ渦で2年間ありませんでした。今回コロナの流行の状況を見て開催できたことは、私たち訪問看護師にとって有意義なことでした。住民の方より、コロナになったときの対応等の質問がありましたが、厚生労働省の指針に沿って説明させていただきました。

ブロック会はzoom会議で2回おこないました。勉強会ができなかったことが残念です。来年度も天草ブロック一同、利用者の方・ご家族により添いながら、お仕事をさせていただきます。



熊本県訪問看護ステーション連絡協議会
収支決算書(案)
令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

収入の部

項目	予算額(円)	実績額(円)	差異	備考
会費	1,470,000	1,470,000	0	年会費 7,000円×210件
参加費等	0	0	0	
助成金	0	0	0	
寄付金	0	0	0	
雑収入	28,422,900	35,249,014	6,826,114	新型コロナウイルス感染者健康状態観察業務委託費(R4.4月～R5.3月)
受取利息	300	834	534	預金利息(9月 340円、3月 494円)
前期繰越	6,952,076	6,952,076	0	
合計	36,845,276	43,671,924	6,826,648	

支出の部

項目	予算額(円)	実績額(円)	差異	備考
総会費	272,000	52,465	219,535	※総会(書面会議)のみ
①謝礼	50,000	0	50,000	
②交通費	50,000	0	50,000	
③宿泊費	12,000	0	12,000	
④その他	160,000	52,465	107,535	切手代13,419円、郵送代29,820円、備品9,226円、会場費0円
研修会費	342,000	260,249	81,751	※7/2従事者研修、11/5管理者交流会(教育広報委員会研修)
①謝礼	100,000	0	100,000	
②交通費	60,000	98,759	△ 38,759	旅費日当
③郵送料	2,000	0	2,000	
④雑費	180,000	161,490	18,510	Web配信費5,500円、会場費(123,390、32,600円)
活動費	490,000	489,803	197	
各ブロック	90,000	90,000	0	①30,000円×1(熊本市)、②10,000円×6
ブロック長会議	100,000	24,000	76,000	旅費日当(1回)
教育広報委員会	100,000	160,576	△ 60,576	旅費日当(6回)
災害委員会	100,000	215,227	△ 115,227	旅費日当(7回)
精神看護委員会	100,000	0	100,000	未実施
会場費	85,000	277,744	△ 192,744	4/19熊本市健康観察業務 意見交換会 7/7都道府県訪問看護ステーション交流会 10/6役員会(県医) 12/9九州ブロック会議 委員会関係(災害、教育・広報)
旅費交通費	590,000	237,630	352,370	4/19熊本市健康観察業務 意見交換会 10/6役員会 7/7都道府県訪問看護ステーション連絡協議会交流会・ブロック会議(WEB) 11/18都道府県看護協会・都道府県訪問看護連絡協議会合同会議(WEB) 12/9訪問看護ステーション連絡協議会 九州ブロック会議
広告費	200,000	0	200,000	ホームページ維持管理料
印刷製本費	50,000	54,850	△ 4,850	印刷費
通信運搬費	100,000	108,034	△ 8,034	送料17,892円、FAX代2,180円、切手代87,962円
消耗品費	50,000	0	50,000	
会費支出	15,000	10,000	5,000	県地域リハビリテーション支援協議会への分担会費
雜費	24,403,400	30,633,000	△ 6,229,600	人件費 新型コロナウイルス感染者健康状態観察業務費用・駐車場使用料(R4.4～R5.3) 新型コロナウイルス感染者健康状態観察業務傷害総合保険(R4.4～R5.3) "返戻分 10/12監査(高速代)
予備費	10,247,876	0	10,247,876	
合計	36,845,276	32,123,775	4,721,501	

収入合計	43,671,924
支出合計	32,123,775
差引残高	11,548,149

令和5年度(2023年度)へ繰り越し

会 計 監 査 報 告

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会長様

令和4年度熊本県訪問看護ステーション連絡協議会
収入支出決算

上記決算によって、帳簿並びに関係書類を慎重に監査したところ
適正妥当であるものと認めます。

令和5年1月8日

監事 田中英 

監事 河添こず恵 

第2号議案

令和5年度事業計画案及び収支予算案について

令和5年度 熊本県訪問看護ステーション連絡協議会 事業計画（案）

① 訪問看護の普及及び啓発に関すること

- ・ ホームページの活用や地域においての広報等活動
- ・ 熊本県健康福祉部（認知症対策・地域ケア推進課）の各種事業への参画
　訪問看護サービス提供体制強化事業
- ・ 熊本県看護協会訪問看護総合支援センター（名称等変更）との連携、協働

② 訪問看護事業の行政に対する連絡及び調整に関すること

- ・ 九州厚生局、国保連、県担当課及び県内の各自治体との連絡、調整

③ 訪問看護事業の調査研究に関すること

- ・ 各種アンケートの実施等

④ 医療・保健・福祉サービス事業との連携に関すること

- ・ 熊本県在宅医療連合会への参加
- ・ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等、訪問介護事業者、居住系施設等との連携、協調
- ・ 介護職員によるたんの吸引等研修への協力
- ・ くまもとメディカルネットワークの活用

⑤ 訪問看護の内容の整合及び充実と活動方針、会員施設相互の情報交換、実務者会議に関するこ

- ・ 総会の開催
- ・ 役員会の開催
- ・ 新規会員事業所等研修
- ・ 九州ブロック会議への参加
- ・ 各ブロックにおける勉強会の開催や情報交換
- ・ ブロック長会議、教育広報委員会、災害委員会、精神看護委員会等の開催
- ・ 管理者会議の開催

⑥ 職員の研修に関するこ

- ・ 委員会研修、従事者研修会等の開催

⑦ その他必要な事項

- ・ 災害時の対応に関するこ
- ・ 上記以外の必要な取り組み

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会
収支予算書(案)
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

収入の部

項目	今年度予算	前年度予算	増減	備考
会費	1,547,000	1,470,000	77,000	年会費 7,000円×221件
参加費	0	0	0	
助成金	0	0	0	
寄付金	0	0	0	
受取利息	800	300	500	預金利息
雑収入	0	28,422,900	△ 28,422,900	新型コロナウイルス感染者健康状態観察業務委託費（R4年度で終了）
前期繰越	11,548,149	6,952,076	4,596,073	
合計	13,095,949	36,845,276	△ 23,749,327	

支出の部

項目	今年度予算	前年度予算	増減	備考
総会費	300,000	272,000	28,000	総会・講演会
①謝礼	50,000	50,000	0	
②交通費	50,000	50,000	0	
③宿泊費	20,000	12,000	8,000	
⑤その他	180,000	160,000	20,000	Web配信費100,000円、会場費（40,000）、郵送費30,000、諸経費10,000
研修会費	850,000	342,000	508,000	委員会研修3回、従事者研修1回、新規事業所等研修 等
①謝礼	200,000	100,000	100,000	
②交通費	80,000	60,000	20,000	
③郵送料	10,000	2,000	8,000	
④雑費	560,000	180,000	380,000	Web配信費100,000円×4回、会場費40,000円×4回
活動費	860,000	490,000	370,000	
各ブロック	330,000	90,000	240,000	@30,000円×11(熊本市5区、他6ブロック)
ブロック長会議	65,000	100,000	△ 35,000	旅費日当（2回）
教育広報委員会	155,000	100,000	55,000	旅費日当（5回）
災害委員会	155,000	100,000	55,000	旅費日当（5回）
精神看護委員会	155,000	100,000	55,000	旅費日当（5回）
会場費	185,000	85,000	100,000	
	15,000	15,000		役員会
	0	30,000		九州ブロック交流会（R5年度・宮崎県）
	170,000	40,000		委員会、管理者会等
旅費交通費	480,000	590,000	△ 110,000	
	150,000	150,000	0	県訪問看護ステーション連絡協議会関係出席旅費
	90,000	90,000	0	都道府県訪問看護連絡協議会関係出席旅費
	90,000	90,000	0	全国訪問看護事業協会関係出席旅費
	0	90,000	△ 90,000	訪問看護人材養成研修会関係出席旅費
	60,000	60,000	0	九州ブロック会議（宮崎）出席旅費
	60,000	60,000	0	訪問看護情報交換会出席旅費（67' ブロック）
	30,000	50,000	△ 20,000	県在宅医療連合会等出席旅費
広告費	50,000	200,000	△ 150,000	ホームページ維持管理料
印刷製本費	50,000	50,000	0	資料コピー代
通信運搬費	100,000	100,000	0	切手代、郵送料
消耗品	10,000	50,000	△ 40,000	
金費支出	10,000	15,000	△ 5,000	県地域リハビリテーション支援協議会分担会費等
雜費	770,000	24,403,400	△ 23,633,400	
	500,000	50,000		職員人件費
	250,000	250,000		災害等支援関係
	20,000	50,000		委員会関係WEBアカウント使用料
	0	24,053,400		※熊本市新型コロナウイルス感染者健康状態観察業務関係費（R4年度で終了）
予備費	9,430,949	10,247,876	△ 816,927	
合計	13,095,949	36,845,276	△ 23,749,327	

収入合計	13,095,949	36,845,276	
支出合計	13,095,949	36,845,276	

研修会

1. 「介護サービス提供上の留意点について」

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課
主任主事 森 本 敬 陽 氏

介護サービス提供上の留意点について

令和5年12月
熊本県高齢者支援課

1. 介護保険の基本理念

□ 利用者による選択

被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。（介護保険法第2条第3項 抜粋）

□ 高齢者の自立支援

被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。（介護保険法第2条第4項 抜粋）

介護サービス事業者の法令遵守について

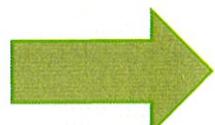
指定居宅サービス事業者等の義務

(介護保険法第74条第6項)

○指定事業者は、要介護者(又は要支援者)の人格を尊重しなければならない。

○指定事業者は、**介護保険法又は同法に基づく命令(政令、省令及び条例)**を遵守しなければならない。

○指定事業者は、要介護者(又は要支援者)のため忠実にその職務を遂行しなければならない。



義務違反

指定取消等の行政処分

人員、設備、運営基準を遵守する

2

2. 人員基準

(1) 管理者

(2) 看護職員等

※ 指定基準は熊本県や熊本市の条例で各自定められていますが、「介護報酬の解釈(通称:赤本)」で内容の確認ができるよう、基準省令(※1)の条項で記載しています。

(※1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令

3

管理者の要件

①常勤・専従であること。

※事業所内の他の業務や、同一敷地内の中事業所の管理者等との兼務は不可

②保健師又は看護師であること。

※やむを得ない場合はこの限りではない。

③適切な訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者であること。

※医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者

4

管理者の責務

①当該指定訪問看護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない

(第74条(第52条第1項準用) 抜粋)

②当該指定訪問看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする

(第74条(第52条第2項準用) 抜粋)
※この章とは、基準省令第4章のこと

管理者は、連座制の対象となる「役員等」に含まれる。

※連座制とは、一事業所の指定取消が、その事業者の同一サービス類型内の他事業所の新規指定・更新の拒否につながる仕組み

5

看護職員等の基準

①保健師、看護師又は准看護師であること。

②常勤換算方法で2.5人以上配置していること。

※通所介護事業所との連携等、訪問看護事業以外の業務として勤務している時間については常勤換算に含むことはできない。

③看護職員のうち1名は常勤であること。

④理学療法士等

※事業所の実情に応じた適当数

6

よくある質問

○常勤・非常勤の違いについて

常勤とは、事業所における勤務時間が、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。達していない場合は非常勤となる。

勤務時間については、訪問看護に係るサービスの提供に従事する時間又は準備等を行う時間（待機時間を含む）として明確に位置付けられている時間の合計数となる。

※通所介護との連携については訪問看護ステーションとしての勤務時間に含むことはできない。

事業所（法人）としての雇用形態ではないことに注意。

7

よくある質問

○専従・兼務の違いについて

「専ら従事する」「専ら提供に当たる」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて訪問看護以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の事業所における勤務時間をいうものであり、従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

例:A訪問看護事業所で午前中は管理者、午後は看護師として勤務
⇒A事業所として管理者と看護師の「兼務」となる

A訪問看護事業所で午前中は看護師、午後はB訪問介護事業所で訪問介護員として勤務
⇒A事業所で「専従」の看護師、B訪問介護事業所で「専従」の訪問介護員として勤務

8

3. 運営基準について

- (1) 内容及び手続きの説明及び同意（第8条）
- (2) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供（第16条）
- (3) サービスの提供の記録（第19条）
- (4) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成（第70条）
- (5) 運営規程（第73条）
- (6) 勤務体制の確保（第30条）
（勤務表の作成・研修機会の確保・ハラスメントの防止）
- (7) 業務継続計画の策定等（第30条の2）
- (8) 衛生管理（第31条）
（感染症の予防及びまん延防止のための措置）
- (9) 虐待の防止（第37条の2）

9

(1) 内容及び手続きの説明及び同意 (第8条 抜粋)

訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について 利用申込者の同意を文書により得なければならない。

【指導事例】

- ・利用者の同意を得ないままサービス提供が行われていた。
- ・家族が同意していたが、利用者の同意が得られていなかった。
- ・重要事項説明書に記載している利用料金が報酬改定以前の金額になつておらず、変更の同意を得られていなかった。
- ・重要事項説明書の記載内容が古いままで、サービス提供時間や定員数に運営規程の内容と齟齬があった。

10

(2) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

(第16条 抠粋)

居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問看護を提供しなければならない。

【指導事例】

- ・居宅介護支援事業者から居宅サービス計画の交付を受けていなかった。
- ・居宅サービス計画の内容が変更されているにもかかわらず、訪問看護計画の内容の評価、見直しを行っていないかった。
- ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員に連絡しないまま、訪問看護事業所の判断でサービス提供を行う時間帯を変更していた。

11

(3) サービスの提供の記録 (第19条 抜粋)

- 訪問看護を提供した際には、訪問看護の提供日及び内容、訪問看護について介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 訪問看護を提供した際には、提供した具体的な内容等を記録とともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

【指導事例】

- ・提供した具体的なサービスの内容、利用者的心身の状況、実際にサービスを提供した時間等について記録されていなかった。 12

(4) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 (第70条 抠粋)

- 看護師等（准看護師を除く。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、目標を達成するための具体的な訪問看護の内容等を記載した計画書（訪問看護計画書）を作成しなければならない。
- 看護師等は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。
- 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を文書により得なければならない。
- 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、訪問看護計画書を当該利用者に交付しなければならない。 13

(4) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

(第70条 抜粋)

○看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した報告書（訪問看護報告書）を作成しなければならない。

○管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

○訪問看護事業所が訪問看護を担当する医療機関（みなし指定）である場合にあっては、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成は、診療録その他の診療に関する記録（診療記録）への記載をもって代えることができる。

14

(4) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

(第70条 抜粋)

【指導事例】

- ・訪問看護計画書を作成せずに、訪問看護サービスを提供していた。
- ・介護支援専門員が作成する居宅サービス計画が変更されていたにもかかわらず、訪問看護計画書の見直し、変更を行っておらず、居宅サービス計画と訪問看護計画の内容に齟齬が生じていた。
- ・訪問看護計画書の内容について、利用者又はその家族に対して説明していなかった。
- ・訪問看護計画書の内容について、利用者の同意を得ていなかった。同意を得た旨の記録が確認できなかった。
- ・訪問看護計画書を利用者に交付していなかった。交付した旨の記録が確認できなかった

15

(5) 運営規程

(第73条 抜粋)

○事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかなければならない。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 営業日及び営業時間

エ 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

オ 通常の事業の実施地域

カ 緊急時等における対応方法

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

（令和6年3月31日まで努力義務：令和6年4月1日から義務化）

ク その他運営に関する重要な事項

16

(6) 勤務体制の確保(勤務表の作成)

(第30条 抜粋)

○利用者に対し適切な訪問看護を提供できるよう、訪問看護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

【指導事例】

- ・併設の事業所の職務を兼務する従業員の状況が勤務表上で明確にされていなかった。
⇒勤務表上で兼務状況もわかるようにしてください。
- ・勤務表が作成されていなかった。
- ・勤務表が作成されているが、勤務実績の管理が行われていなかった。

17

(6) 勤務体制の確保(研修の機会の確保)

(第30条 抜粋)

- 訪問看護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない

【指導事例】

- ・研修の計画が作成されておらず、研修自体も全く行われていなかつた。
- ・研修を事業所内で実施、又は外部研修を受講しているが、記録が作成されていなかった。（議事録、研修復命等）

18

(6) 勤務体制の確保(ハラスメント防止)

(第30条 抜粋)

- 適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じなければならない。

【指導事例】

- ハラスメントを防止するための方針の作成等の必要な措置が講じられていなかった。

19

(7) 業務継続計画の策定等 (第30条の2 抜粋)

- 感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に実施しなければならない。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行う。

20

(8)衛生管理 (第31条 抜粋) (感染症の予防及びまん延防止のための措置)

- 訪問看護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。
 - イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ウ 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

21

(9) 虐待の防止

(第37条の2 抜粋)

○虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図ること。

イ 虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※虐待の防止については、上記の対応とは別に運営規程にも定める必要があります。

22

4. 有料老人ホーム等併設事業所における留意点

(1) 総論

(2) 併設事業所の留意点

(3) 兼務の場合の勤務体制の組み方

23

(1) 総論

- 介護保険サービスの選択が可能か。
 - ① 併設事業所のサービス利用が強要されていないか。
 - ② 併設事業所以外からのサービス利用も可能か。
- 介護保険のサービスと有料老人ホーム等独自のサービスとの区分を明確にする。
 - ① 有料老人ホーム等が行う介護サービスの範囲と費用が明確になっているか。
 - ② 従業者の勤務が明確に区分されているか。
⇒ 名札、腕章、シャツ、エプロン等で区分するなど利用者から分かりやすい工夫など。
- 介護保険法、指定基準等を遵守する。
 - ① 利用者の自立支援になっているか。
(不要、過剰なサービス提供を行っていないか。)
 - ② ケアプラン(訪問看護計画)に沿ったサービス提供が行われているか。

24

(2) 併設事業所の留意点

- 有料老人ホーム等のサービスと明確な区分がされているか。
- 同一建物減算が行われているか
- ケアプラン(訪問看護計画)に沿ったサービス提供がされているか。
- 一度に複数の利用者にサービスを提供していないか。
- 勤務時間が明確に区分されているか。

25

(3)兼務の場合の勤務体制の組み方

- 有料老人ホーム等の職員、訪問看護事業所の看護師等を兼務する場合は、あらかじめそれぞれの勤務時間を明確にしておくことが必要。
 - 勤務時間の割り振りは、1日単位、半日単位、時間単位、いずれでも構わない。
 - 有料老人ホーム等の介護・看護業務と訪問看護事業所の看護師等の業務は同時には行えない。
 - ⇒ 勤務表において、有料老人ホーム等介護員と訪問看護員等の勤務時間を同じ時間帯に記載していないか。
 - 有料老人ホーム等の介護員が不在の時間が生じていないか。その際、訪問看護事業所の看護師等が有料老人ホーム等の業務を行うことになっていないか。
- それぞれの勤務時間の実績を記録して、人員基準を²⁶₂₆満たしているか確認が必要。

ご清聴ありがとうございました

研修会

2. 「訪問看護総合支援センターの紹介及びよくある相談」

熊本県看護協会
訪問看護総合支援センター 木下 弘子 氏



公益社団法人 熊本看護協会

訪問看護総合支援センターの紹介 及び よくある相談



訪問看護総合支援センター
木下 弘子

熊本県看護協会公式キャラクター「マモル君」

1

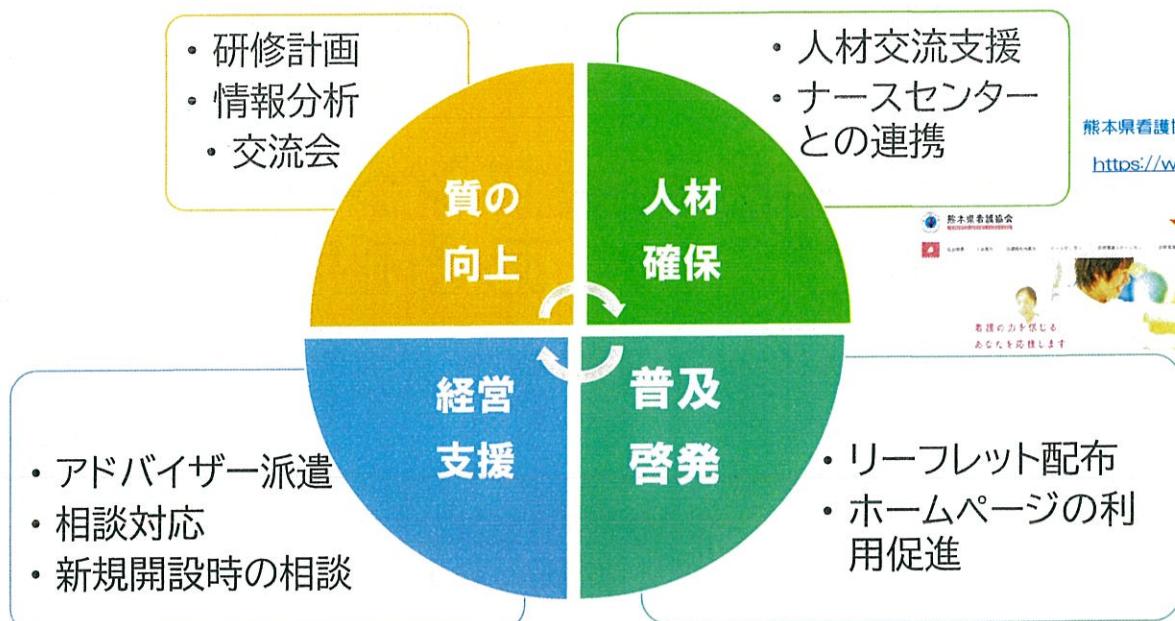
熊本県看護協会
訪問看護総合支援センター
(熊本県看護研修センター内)

熊本県訪問看護総合支援センターは、住み慣れた地域やご自宅での療養生活を支える
訪問看護ステーションが継続して安定した運営を図り、
利用者のニーズに応じた質の高い訪問看護の提供ができるよう事業を行います。



2

訪問看護総合支援センターの主な事業



熊本県看護協会ホームページ
<https://www.kna.or.jp>

3

質の向上

令和5年度 熊本県看護協会 訪問看護総合支援センター 研修計画一覧

月	日程	研修名	開催日	時間	対象	定員	料金	学習のねらい・主旨内容	受講料
5月		熊本県訪問看護支援センターのご紹介	5/23 (火)	10時	県内訪問看護支援センター	20名	△	会員登録から、熊本県の事業の趣旨の説明、訪問看護支援センターが活動する内容を紹介する。	無料
6月	H-1	訪問看護員資格研修 ⑥月～9月 実習：2または3回間隔 eラーニング研修：6月～9月	6月 週替り			30名	○	訪問看護員が行うべき業務について知識を習得し、質問や訪問看護の経験に貢献することを目指す。	10,000円
7月									
8月	H-2	訪問看護新任管理者研修 ※4回シリーズ～第1回～	8/19 週替り	10時	看護士(准看護師)、医師、看護管理者、就職希望者、	30名	○	看護士として人材育成について知識を習得することで将来に貢献する意図とする。	10,000円 税込10,600円
	H-3	医療機関担当者の退院支援・退院調整能力向上研修 ※内容2回開催	8/22～ 24 週替り	10時		30名	○	医療機関と連携して在宅看護の実践を学ぶ。	10,000円
	H-4	訪問看護新任管理者研修 ※4回シリーズ～第3回～	9/2 週替り	10時	看護士(准看護師)、医師、看護管理者、就職希望者、	30名	○	看護士として実践的経験のためのマーケティング、理解を深める。	10,000円
	H-5	訪問看護新任管理者研修 ※4回シリーズ～第4回～	9/17 週替り	10時	看護士(准看護師)、医師、看護管理者、就職希望者、	30名	○	看護士として実践的経験のためのマーケティング、理解を深める。	10,000円
	H-6	訪問看護新任管理者研修 ※4回シリーズ～第1回～	9/19～ 21 週替り	10時	看護士(准看護師)、医師、看護管理者、就職希望者、	30名	○	看護士として実践的経験のためのマーケティング、理解を深める。	10,000円
	H-7	医療機関担当者の退院支援・退院調整能力向上研修 ※内容2回開催	9/26 週替り	10時		30名	○	医療機関と連携して在宅看護の実践を学ぶ。	10,000円 税込10,600円
	H-8	現任訪問看護スキルアップ研修 ～医療的ケア児に関する基礎知識と実践支援～	10/9 週替り	10時	看護士(准看護師)、医師、看護管理者、就職希望者、	30名	○	現任の訪問看護師が、医療的ケアに関する基礎知識と実践支援の実践を学ぶ。	10,000円 税込10,600円
	H-9	介護支援専門員等の在宅看護支援に関する研修会 ※内容2回開催	10/16 週替り	10時	看護士(准看護師)、医師、看護管理者、就職希望者、	30名	○	介護支援専門員及び地域包括支援センターに従事する看護師、介護支援専門員、介護士等が在宅看護の実践を学ぶ。	10,000円 税込10,600円
	H-10	現任訪問看護スキルアップ研修 ～在宅における医療機器の取り扱い～	10/23 週替り	10時	看護士(准看護師)、医師、看護管理者、就職希望者、	30名	○	現任の訪問看護師が、在宅における医療機器を取り扱う在宅のCPT、CWD、持続膀胱洗浄器の使い方、呼吸器、尿管留置用尿袋の取り扱いができる。	10,000円 税込10,600円

訪問看護eラーニング

～訪問看護の基礎講座～のご案内

「訪問看護人材養成基礎カリキュラム」に準拠

こんな方に
おすすめ

職場や自宅のパソコン・タブレット等で
自分の好きな時間に訪問看護の知識が学べます

詳しくはホームページ

訪問看護の基礎を勉強したい
訪問看護師

毎日の業務には
役立つ知識

退院支援に活かすために
知識を広げたい病院看護師

患者さんの退院の相談に
役立つ知識

【お問い合わせ】
公益社団法人
研修用専用
TEL:096-2

地域・在宅看護を教えるときに
活用したい看護教員

在宅看護
介護保険とは?

在宅看護の
講義に
役立つ
知識

次の就職のために時間を使
て活用したい離職中の看護師

次に就職する時まで役立つ
知識

12月1日より参加者募集中

時 間	内 容
9:40～9:55	受講者受付
9:55～10:00	オリエンテーション
10:00～12:30	「BCMとはなにか ～BCMの実効性を高めるための方策と今後の課題～」 日本赤十字看護大学 教授 石田 千絵 「リソース中心のBCPの原理原則、連携、相互信頼モデルについて 昨年度度の訪問看護事業所評価」 東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻 准教授 菅野 太郎 「GIS(地理情報システム)について」 大阪医科大学公衆衛生看護学 助教 堀池 謙
12:30～13:30	休憩
13:30～15:30	「災害に強い訪問看護ステーションを目指して ～BCM構築に向けての活動の実際～」 熊本機能病院 医療連携部・ホームケアサポートセンター 課長・副センター長 木村 浩美

訪問看護事業所の

BCMからBCMへ

～BCMの実効性を高めるための方策と今後の課題～

申込方法：熊本県看護協会ホームページ（<https://www.kna.or.jp>）

研修に関するお知らせより本研修を選んで申込み又は

QRコードよりお申込みください

（申込開始：12月1日～定員に達し次第申し込み締め切り）

R6年1月20日（土）10時～15時30分



ハイブリッド研修：会場参加又はオンライン参加

主 催：公益社団法人 熊本県看護協会訪問看護総合支援センター
定 員：150名（会場80名程度及びZoom参加70名程度）
定員に達し次第締め切ります。



問い合わせ TEL 0962-0901（熊本市東区東町3丁目10番39号）

（熊本県看護研修センター内）

TEL：096-285-8514

E-mail : kna-support@diary.ocn.ne.jp

人材確保

- ・ナースセンターとの協働
潜在看護師への訪問看護
の周知
- ・求職者への訪問看護に
関する相談対応
- ・新卒看護師を対象とした
訪問看護師育成プログ
ラムの検討

普及啓発

- ・関連機関への訪問看護
リーフレットの配布
(教育機関、保健所、医療
機関など)
- ・ホームページの利用促進
など

経営支援

相談の対応について

※ご相談は、電話、メールにより受け付けます。



電話：096-285-8514

電話での相談の受付時間・曜日

9:30 ~ 16:00

火・木・金曜日（祝休日、年末・年始を除く）



メール：熊本県看護協会ホームページの
「お問い合わせフォーム」から入力

来所相談：事前予約をお願いします。

電話でお問い合わせ（相談日以外も可）下さい。



場 所：〒862-0901 熊本市東区東町3丁目10番39号
熊本県訪問看護総合支援センター（熊本県看護協会内）

E-mail:kna-support@diary.ocn.ne.jp
熊本県看護協会ホームページ：<https://www.kna.or.jp>



※「よくある質問と回答」を、熊本県看護協会のホームページに掲載していますので、ご活用ください



まずは、Q&A をチェック！



★「熊本県看護協会HP」→「訪問看護総合支援センター」
→「Q&A よくある質問と回答」

ホームページには、訪問看護ステーションに関するお知らせ、訪問看護に関する資料、訪問看護を利用する際の適用保険のチェック、訪問看護サービス利用料の概算、県内訪問看護ステーション一覧、訪問看護における感染管理動画も掲載しています。ご活用ください



7

よくある相談について

1. 運営について

①通所介護事業所と委託契約をし、通所介護での健康管理を行うことになった。通所介護で業務を行っている時間は、常勤換算から差し引く事になるのか。



8

②オンコールの電話対応は、准看護師もできるか。

オンコール後の訪問看護については准看護師はできるか。



9

2.医療保険

①複数名訪問看護

複数名訪問看護加算の【算定要件】のイ又は□とハは併算定可（週1日はイを算定し、残りの日にちは、ハ又はニを算定する）とあるが、イや□を算定した日と同日には、ハやニは算定できないか。



訪問者	算定日数	加算額 (同一建物内1人又は2人の場合)
イ 看護職員+ 他の看護師等	週1回	4,500円
□ 看護職員+ 准看護師	週1回	3,800円
ハ 看護職員+ その他職員	週3回	3,000円
ニ 看護職員+ その他職員	制限なし	1日に1回 3,000円 1日に2回 6,000円 1日に3回以上 10,000円

10

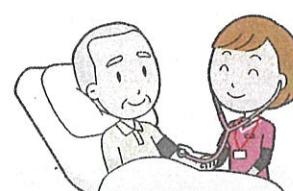
②訪問看護の提供場所について

事情があり自宅以外（娘宅など）に2ヶ月位
住まわれる場合、訪問看護はできるか。



11

③リハ中心の訪問看護の場合、初回の訪問時に看護師が
訪問しアセスメントのみを行った場合、算定はできな
いが、どこかに記載する必要があるか。



12

④専門の研修を受けた看護師との同日の訪問看護療養費
の算定について



⑤外泊時の訪問看護

外泊中に訪問したその日に、再度緊急で訪問した場合の算定は？

13

⑥退院日の複数回の訪問看護

退院日からの指示書の交付があり、退院日
に緊急の訪問もあり、複数回訪問したが、
訪問した回数の算定ができるか。



14

3.介護保険

- ①有料老人ホーム入居中の方の自宅への訪問について
住宅型有料老人ホーム入居中の方が、**元々の自宅に外泊予定**であるが、自宅の方でも介護保険での訪問看護を利用できるか



15

3.訪問看護指示書

- ①一般的の指示書を6か月間で交付して貰って
いる場合、特別訪問看護指示書（以降、特別
指示書と記載）を交付して貰うときには、
その月に新たに一般的の指示書の交付が必要か。

16

②特別指示書の交付について

グループホーム入居中の方にPTのリハビリが必要という事で、
毎月、特別指示書を交付しているが、
問題ないか（指示書を交付している医療機関より）

訪問看護の際に出される
特別指示書って？



17

4.介護か医療か

①指示書の病名が、「末期がん」と記載された場合
でも介護保険で訪問することはできるか。



18

5.介護保険と医療保険の併用について

褥瘡がひどく、主治医から**特別指示書の交付**があり、毎日訪問を開始した。介護認定も受けており、担当のケアマネジャーもそのことは知っていたが、以前から、別の訪問看護ステーションの**PTが介護保険**下で訪問しており、**特別指示期間も訪問**していた。



19

6.精神科訪問看護（医療保険）

①精神科訪問看護を利用している方に、ケアマネから介護保険での訪問看護、又はPTの訪問を依頼されたができるか。



②精神科訪問看護を週3日利用されている方だが、訪問していない日に緊急で訪問した場合の算定はどうなるか。

20

③精神科訪問看護を利用している方の身体的ケア

精神科訪問看護を利用している方で、介護認定も受けている。

入浴の支援が必要で看護師で行う必要がある場合、介護保険の訪問看護との併用ができるか。

21

特に注意する点を もう一度

◆訪問看護指示書の有効期間の確認

指示書の有効期間が終了する前に、指示書交付を！

（医療機関は、指示書を遡って交付することは難しい）

◆訪問看護開始時の確認は十分に！

医療保険（精神科含む）か介護保険か（指示書の病名や状態を主治医に確認）、
公費の有無等。

◆介護保険申請中の訪問看護には、要注意！

居宅介護支援事業所は？ ⇒ 確認して、**暫定ケアプラン**作成の元、訪問開始の事！

◆公費などの**指定医療機関の届出**はしているか。

22

特に注意する点をもう一度

- ◆利用者・家族の方への契約を初め**様々な場面での説明やコミュニケーション**はしっかりとる。
- ◆利用者・家族からの**疑問や意見**に対しては、**早めに管理者**が対応する。
- ◆医療保険・介護保険の制度を理解し、**独自の解釈での請求はしない**。わからない場合は、九州厚生局や介護保険課など担当課に確認すること。当支援センターへのご相談也可。
- ◆診療報酬は2年に1回、介護報酬は3年に1回、障がい福祉サービス報酬は3年に1回改定がある。R6年度は、トリプル改定となる。**正しく制度を解釈し、活用しましょう。**

23



公益社団法人**熊本県看護協会**



<参考文献>

- 令和5年（介護予防）訪問看護事業の手引き（熊本県・熊本市）
- 令和4年版 訪問看護業務の手引き（社会保険研究所）
- 令和5年版 訪問看護実務相談Q&A（全国訪問看護事業協会）
- 2022年版 訪問看護報酬・請求ガイド（日本訪問看護財団）

24

